

## 5 国内調査

### 5-1 目的

本事業は特に、我が国の事業者が調査対象の木材生産国（フィリピン、タイ、エクアドル、ブラジル、ラオス）から木材・木材製品を輸入する際に合法性の確認／確保をすることを効率的に実施することを目的としている。このため調査対象国における調査とあわせ、この5カ国から木材・木材製品を実際に輸入している事業者が、具体的にどのような木材・木材製品を輸入し、その合法性の確認を図っているかについて調査し、調査対象国での調査の参考とした。

### 5-2 方法

本調査は日本木材輸入協会専務理事の岡田清隆氏と日本製紙連合会常務理事／林業経済研究所フェロー研究員の上河潔氏の多大な協力を頂いた。両氏からは、5カ国から輸入する事業者とその輸入状況、各国の調査ポイントなどについての情報提供を受けた。

また日本木材輸入協会および日本製紙連合会の会員である17事業者、およびその他の事業者に対し、電話またはアンケートによって、以下の項目について質問した。

- (1) 日本に輸入している木材・木材製品の種類
- (2) その原料（各国の国産材、第三国からの輸入材の加工品、天然木、植林木など）
- (3) 合法性の確認の有無、その方法
- (4) 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点
- (5) 本調査事業への要望
- (6) クリーンウッドナビへの要望

### 5-3 結果

#### 5-3-1

回答を得た各国からの事業者数、輸入している木材・木材製品、合法性確保の手段は以下のとおりであった。

	回答のあった事業者数	輸入している木材・木材製品
フィリピン	木材：2社（1社は現在は取り扱っていない） 住宅建設：1社	<ul style="list-style-type: none"><li>▪ フィリピン産植林木（コンセッションからのものなど）</li><li>▪ フィリピン産天然木</li><li>▪ マレーシア産植林木</li><li>▪ 住宅建具（原料はすべて輸入品、認証材や各国の合法材を使用）</li></ul>

タイ	木材：3社（うち1社は現在は取り扱っていない） 紙・パルプ：1社	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ ゴム材（王立森林局からの原産地証明）</li> <li>▪ 欧州材の加工品（現在は取り扱い停止）</li> <li>▪ 製紙用植林木チップ（認証材）</li> </ul>
エクアドル	紙・パルプ：2社	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 製紙用植林木チップ（認証材）</li> </ul>
ブラジル	木材：4社 紙・パルプ：4社	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ 天然木加工材（輸送許可証の確認等によるDD）</li> <li>▪ 植林木集成材（認証材）</li> <li>▪ 植林木のマツ材（認証材）</li> <li>▪ 製紙用植林木チップ（認証材）</li> </ul>
ラオス	現地植林：1社（現在は売却済みであった）	なし

### 5-3-2 対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点

対象国から合法性を確認する上で困難に感じている点としては以下が挙げられた。

#### フィリピン

- 政府からの書類の発行が遅い
- 第三国から木材を輸入する場合、国によっては合法証明となり得る認証や証明書がない。違法ではなくとも合法証明書の入手が困難。

#### ブラジル

- 自社で合法性の確認調査を定期的に行うにしても、対象国が地理的に遠く、輸入量が限られている場合は後回しになりがちである。

### 5-3-3 本調査事業への要望

本調査事業への要望としては以下の点が挙げられた。

#### フィリピン

- これまでのところフィリピンから合法性証明を取ってはいないため、どのような制度があるのか教えてもらえるとありがたい。
- 合法性に関する書類は中小企業に対しても発行されるのか

#### ブラジル

- 現地の大手パルプ・製紙メーカーが、どのように原料を調達しているのか、EU木材規則（EUTR）にどう対応しているのか、またEUや米国が木材製品輸入の際に、実際に何を確かしているか知ることは重要。
- 当該樹種における産地での植林状況や伐採量に対する自然生産量の割合など、持続性の担保に関する調査、情報が欲しい

エクアドル

- 現地政府には植林に関する統計資料（樹種別の植林面積・植栽年度や資源量）の整備を希望したい。

#### 5-3-4 クリーンウッドナビへの要望

クリーンウッドナビへの要望としては以下の点が挙げられた。

ブラジル

- 広葉樹（IPA や AMAPA）について FSC 認証材の状況について情報があるとありがたい
- 当社は森林認証に頼りきっていることもあり、ブラジルの森林法や伐採手続きなど、法令も含めた具体的な内容まで踏み込んだ知見を持ち合わせていないが、森林認証材ではない一般の木材の合法性についてはそれぞれの調達者が独自に調査を行う必要があるため、クリーンウッドナビのような確認すべき模範はたいへん参考になると考える。

全般

- 事業者に対し、どの程度のデュー・ディリジェンスをしたら合法材として認められるのかなどの判断の基準を示してほしい。
- 政府としては難しいかもしれないが、リスク評価をし、国と樹種毎に合法性リスク（高い・低い）を示してほしい。NGO もその様に主張している（三段階評価）。その様な情報が国から提供されれば、自然に産地転換、樹種転換が進むと予想する
- 合法性を評価する仕組みを示してほしい。企業名を伏せて模範例を紹介してもいいのではないか。

#### 5-3-5 生産国調査へのインプット

本調査で得た情報は、各国における合法性関連情報の調査の際に参考にした。現地調査を開始する前に、各国の調査を担当するコンサルタントに伝え、その調査内容に合法性確認に関する日本の事業者にとって有用な情報や、日本の事業者が輸入している木材・木材製品とその原料がカバーされるように努めた。



## 6 調査委員会

調査委員会は、林野庁、国内外の学識経験者、日本の対象国からの木材、木材製品の輸入を行う木材関連事業者、環境 NGO 等の委員 6 名により構成し、既往の情報を整理、調査の項目、手法、成果のとりまとめ方法を含む調査設計及び現地調査の結果、とりまとめ方法についての助言、支援を行った。

本事業の調査委員を林野庁事業担当者と協議の上、下記のメンバーに依頼した。

- 永田信氏 東京大学名誉教授／大日本山林会副会長
- 立花敏氏 筑波大学准教授
- 岡田清隆氏 日本木材輸入協会専務理事
- 上河潔氏 林業経済研究所フェロー研究員
- 森田一行氏 全国木材組合連合会常務理事
- 三柴淳一氏 FoE Japan 理事

### 6-1 第一回調査委員会

第一回調査委員会を平成 30 年 5 月 17 日に TKP 新橋カンファレンスセンターにて開催し、本事業の進め方について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

#### 議事 1 事務局挨拶

- 今回、本事業を国際熱帯木材機関 (ITTO) で実施させていただくこととなった。
- クリーンウッド・ナビへの掲載情報の作成を通じて、クリーンウッド法の実施、適切な熱帯木材貿易に貢献させていただく所存。

#### 議事 2 林野庁挨拶

- 昨年 5 月にクリーンウッド法が施行され、木材等を取り扱う木材関連事業者が合法性の確認等の取組を行うことを規定しているところ。そのために必要な情報提供を行うことが国の責務とされており、「クリーンウッド・ナビ」を開設。
- これまでの調査を通じ、現在、クリーンウッド・ナビには生産国 14 カ国の違法伐採対策に関する情報を掲載しているところ。当面の目標として、木材輸入相手国の上位 30 カ国を掲載したい。
- 今回の事業は平成 29 年度補正予算によるもので、ITTO には国際機関としての情報ネットワークを活用し、熱帯地域の国々を中心として生産国の木材流通の状況や、伐採、貿易に関する法令等の情報収集をお願いしたい。委員の皆様には忌憚のない意見ををお願いしたい。

#### 議事 3 委員他紹介 (略)

#### 議事 4 座長選任

永田東京大学名誉教授を推薦する声あり、座長に選出。

### 議事 5-1 クリーンウッド・ナビの掲載内容について

<林野庁>本事業の調査内容は、資料2の仕様書の2(2)②ア～ウのとおりであり、その結果をクリーンウッド・ナビに反映させることとなる。クリーンウッド・ナビには林野庁HPの分野別情報（キーワード）から入ることができる。「国別情報」には、資料1のインドネシアの例のように、木材生産・流通の状況や、関連法令の概要や条文仮訳、運用状況などを掲載。国により掲載情報にはバラつきがあり、随時更新して内容の充実を図っている。今週も新たに追加した情報があって、法令の英語仮訳等を追加したところ。

<委員>現在、登録木材関連事業者のリストは、登録実施機関のホームページにいかないと見られず一覧性がないので、林野庁で一覧表を整理して掲載してほしい。各国情報の他にも、腐敗認識指数や米国レイシー法、EUTRなどの情報にリンクがあると良い。

<林野庁>登録木材関連事業者の登録が始まって約半年経過したところであり、5の登録実施機関がそれぞれのホームページで登録事業者のリストを公表しているが、一覧表をクリーンウッド・ナビに掲載するべく調整中である。ご指摘あったような合法性の確認に資する情報も掲載し内容を充実させたいが、国が提供するものであり、客観的な事実を基本とした情報を掲載する考え。

<委員>問合せ先として掲載している電話番号はどこのものか。

<林野庁>左側の「制度に関すること」は林野庁木材利用課、右側の「掲載情報に関すること」は問い合わせ窓口業務の受託者である。林野庁の別事業により、本サイトのページ作成、問合せ窓口業務を委託している。

### 議事 5-2 本調査事業の実施（各国コンサル等）について

<事務局>（資料2～4により、事業内容（資料2、資料3の1）、事業責任者（資料3の2-1）、調査実施者（案）（資料3の2-2）、事業実施スケジュール（資料4）を説明。）

### 議事 5-3 質疑

<委員>日本国内の調査実施者は、何を調査するのか。

<事務局>資料3の「国内調査」の項のとおり、調査対象国について、海外調査からの情報を得ながら、当該国の木材等を輸入している事業への聞き取り等を行い、とりまとめを行う。

<委員>資料の中に、フィリピン以外の国からは、チップの輸入が多いという記載があったと思うが、フィリピンからの輸入実績数のかなりの分量がある事業者の委託加工貿易によるもの。フィリピン原産木材に由来しない製材を行っている。フィリピンでは、針葉樹材、日本材や南方系の合板も含め様々な原産国の木材が加工されている。一方で、フィリピン原産の木材由来製品も少ないが存在しており、そういった製品を輸入している業者はフィリピン国内の伐採に関する情報を必要としている。以上の状況も念頭に入れ、調査を行うべき。

<委員>製紙業界では、ラオス、ブラジルで植林事業を行っている事業者がある。彼らから情報を得られると思う。

<委員>同意見。ベトナムは木材加工国であり、8割が輸入材。対象の5カ国を調査する際に、輸入と輸出の両方の実態を踏まえて調査する理解でいいか。ラオス材がベトナムに出て日本に入っているケースがある。そういった情報を調査してもらえたら、ありがたい。

- <委員>ラオス材がベトナムで加工され家具として日本に輸入されている。
- <委員>タイはチップを日本に直接輸出。また、2017年の統計では、世界から中国への木材製品輸出で、タイはロシア・カナダに次ぐ第3位の輸出国だが、中国で消費されているかは疑問。家具などに加工され日欧米などに再輸出されているのではないか。日本の事業者が困っているのは、中国から輸入するタイ産木材由来の製品について、中国の業者に問い合わせても、合法性確認のすべがないこと。タイではこうなっている、というのをこの調査で調べて、日本の事業者が中国の取引相手にタイからこういう書類を貰えるはずだ、などと聞けるようになればよい。
- <事務局>ITTO としてはグリーンサプライチェーンを推進することとしており、中国とセミナーの開催を準備している。委員のご意見は良い参考となる。
- <委員>伐採許可書をはじめ、流通過程のどこでどういう書類が出てくるのかが可視化されれば、木材輸入業界、製紙業界に有益ではないか。
- <事務局>クリーンウッド・ナビにすでに掲載されている中で、一連の書類が掲載されている場合あり。そのように情報を収集したい。
- <委員>法令や証明書類のみならず、デューディリジェンスやリスク評価に関する情報も重要。各国で生産している木材でワシントン条約の規制対象となっている樹種についての情報も掲載してほしい。
- <林野庁>様々な情報をどこまで掲載するかは要検討だが、ワシントン条約については、今週の更新時に「その他の情報」に概要を追加しており、経産省や条約事務局のHPにもリンクを張ったところ。また、昨年度実施した調査の報告書や結果報告会の資料も見られるようにする予定。腐敗認識指数などを直接掲載しないにしても、事業者の参考となるHPへのリンクを追加していく考え。
- <委員>関連の文献が収集できたとしても、国や地方によって制度が運用されていない場合がある旨、業者から聞いている。ベトナム、中国などでも、規定の書類があっても現場の担当者がこれを知らない場合あり。行政に聞いても制度が変わったと言われたりする。実態がどうなのかといったところまで調べてもらえるとありがたい。
- <林野庁>国内調査からのアプローチも有効ではないか。国内業者からの聞き取りをした上で、各国に聞くということもできる。どこにギャップがあるのか明らかにできるとよい。
- <委員>日本での調査では、団体のみならず個別事業者にも聞き取りをすべき。また、各国の調査対象で言及されている環境NGOもできるだけローカルなものに聞き取りしていただきたい。
- <事務局>そのようにしたい。
- <委員>クリーンウッド法の施行をうけて、各事業者は、各国の制度について調べ始めており、例えばベトナムの合法性証明制度がどうなっているかなどデューディリジェンスの初歩にあたることを勉強している。制度運用の実態は、相手国政府に対する調査よりも、各輸入業者に聞いた方が分かる場合があるのではないか。輸入協会の会員企業を紹介することは可能。ラオス、タイについてはあまり情報がないかもしれないが、北米をマーケットにしているブラジルはFSCなど認証の活用が進んでおり、業者に情報がある可能性あり。
- <委員>対象国調査の内容に、FSC、PEFCなどの認証、FLEGT-VPAの動向についても加えるべき。

- <委員>認証については是非加えるとよい。
- <委員>タイも PEFC 認証の仕組みを作ろうとしており、近々、日本の SGEC について勉強するため関係者が来日することになっている。その際に聞き取りできるかもしれない。
- <事務局>国内の調査者については、最終的な選定と契約後に委員のみなさんに電子メールで連絡させてもらうことでよろしいか。(委員了解)
- <委員>森林伐採の合法性のみならず、コンセッションや伐採権、アブラヤシへの用途転換など森林の大規模開発に関する法令も調べるべき。大規模開発からの木材生産が相当割合を占める国もあるので、これが合法なものか確認するための情報も重要。ラオスではゴムのための森林開発あり。
- <林野庁>クリーンウッド・ナビを利用する事業者が必要としている情報にフォーカスすることが必要。各国コンサルタントへの調査内容の伝え方も日本国内での調査内容の趣旨が理解できるよう工夫することが重要。
- <委員>昨年度実施された調査は、2つの事業者が共同実施していたが、両者の調査視点が異なっているところがあった。一者は違法リスクがどこにありそうかという視点でまとめられていて、事業者に有用だと思われた。今年度は、日本森林技術協会が同様の調査を欧州地域で実施しており、本調査と情報を共有するとともに、調査の視点などを揃えるとよいのではないか。
- <委員>できるだけ2つの調査事業が整合して進むべき。欧州地域の調査委員会に ITTO からオプザーバー参加するのが適当ではないか。
- <事務局>了解。林野庁と相談し連携して調査を進めるよう努めたい。
- <委員>1つの国でも、リスクの高い木材と低い木材が混在している場合がある。例えば、ブラジル南部のタエダマツはリスクが低いが、アマゾンの天然木はリスクが高い。ラオスのラオスマツとゴムノキもリスクが異なる。クリーンウッド法では両方向同じ扱いだが、リスクの低いものにまでデューディリジェンスに労力を割く必要はなく、リスクの高いものに注力すればよい。また、国としては高リスクでも、製品の中には低リスクのものもある。メリハリある対応をすることが、違法伐採対策の目的を達成することになる。昨年度の調査では、ベトナムの日系製材所などを輸入協会から聞き取り先として紹介し、有益な現地調査となったと思う。
- <委員>調査結果は、リスクに関する情報も含め、報告書にまとめられ、報告書がクリーンウッド・ナビに載ることになるのか。
- <林野庁>その想定である。委員が言及されたベトナムの調査では、制度が改正された後も、古い通達に基づく書類を今でも使っている実態が明らかになった。
- <委員>フィリピンは木材輸出国ではあるがそれ程木材生産はしていない。ブラジルは大きな国であり、地域によって状況が異なる。調査ではこのような視点も重要。
- <委員>ブラジルは EUTR を有する EU やレイシー法を有する米国向けに木材輸出を行っている。具体的にどのように対応しているかを調査すべき。
- <委員>調査結果についての報告会はあるのか。
- <事務局>資料4にあるように、10月下旬を予定。
- <委員>国内のアンケート調査はどのように行うのか。
- <事務局>国内の輸入事業者等から、対象国の林業、林産業における違法伐採対策、木材、木材製



品の合法性証明の課題について、アンケートや聞き取りといった手法により調査を実施。

<委員>コンサルタントは2回日本に来ることになるのか。

<事務局>事業の趣旨、調査方法等について理解・共有するために開始時に1回、報告会の1回で、計2回を予定している。

<林野庁>対面のミーティングの重要性は理解するが、コンサルタントは海外に住んでいることもあり、対面のミーティングに加えオンラインでのミーティングを最初に行ってもよいのではないか。

#### **議事 5-4 次回委員会について**

<事務局>資料4にあるように、第2回委員会は10月上旬に行いたい。

## 6-2 第二回調査委員会

第二回調査委員会を平成30年10月11日に（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、これまでの事業の進捗と今後の作業について委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

### 議事1 事務局挨拶

本事業をITTOに委託して頂き、林野庁に感謝申し上げます。誠に残念なことに事業責任者が6月に亡くなりました。ITTOは体制を強化し事業を進めていく所存である。本日の委員会では、国内調査と対象国5か国の調査について、第1回委員会以降の進捗を報告する。対象国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドルは、既にコンサルタントが中間報告書を作成した。ラオスに関しては、政府機関や民間企業との接触の困難さから開始が遅れたが、現在は調査を進めている。皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。

### 議事2 出席者紹介（略）

### 議事3 事業に関する報告

#### 議事3-1 第1回調査委員会以降の事業計画の変更及びその進捗概要

<委員>生産量や貿易量などは何年ぐらい遡って分析をしているか？

<事務局>10-20年間程度遡っている。すでに廃された法規に関しても現在の状況に影響している可能性があるため、調査対象としている。

<委員>伐採後の再造林に関する法律も確認しているか？

<事務局>確認内容に含まれる。

<委員>各国調査においては、NGOも訪問しているのか？

<事務局>訪問している。事前にコンサルタントが予定訪問先を我々に報告し、必要があれば訪問先の追加を指示している。

#### 議事3-2 国内調査報告

<委員>「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」では、どの国において合法性確認が難しいか質問するのか？木材製品の加工度によって困難さが異なると思われる。

<林野庁>実際に事業者から回答が得られるだろうか。

<委員>輸入協会の全事業者は無理だと考える。回答が得られるのは、一部の大手企業からのみであろう。こうした情報は回答したくない企業もある。限られた企業が調査の趣旨を理解してくれる程度で、難易度は高い。また多くの木材製品は2,3ヶ国を介した複雑なサプライチェーンを通じて作られており、原産地までトレースするのは非常に困難である。フィリピンの他、マレーシア製品でも自国産材でないケースがある。多くの企業は分からないとしか回答できないのではないかと。不完全なデータしか得られない可能性が高い。

<委員>クリーンウッド・ナビで提供されるべき情報は何か。現在提供されている情報は各国で伐採されている木材の合法性に関する情報がメインで、第三国からの輸入材に関する情報は乏しい。

<林野庁>現在のクリーンウッド・ナビで提供している情報は、ファーストステップだと理解して頂きたい。まずは各国の法制度について把握する必要がある。法制度の実効状況、ビジネス構造が重要であることは理解している。リスク情報の事例だけでは、その国の全体像の把握が難しくなるので、全体像を把握することが大切だと考えている。また、加工国のサプライチェーンの複雑性も考慮し、できうる限りの情報を追加したいとは考えている。ただし、今回の事業では、限られた予算と時間で出来るだけ情報を集めているという状況であることを理解頂きたい。

<事務局>各国の調査では第三国からの輸入材の情報も収集している。途上国では、クリーンウッド・ナビのような情報制度はなく、デュー・ディリジェンスはされていないので、第三国からの輸入材の合法性確認は非常に難しい。インドネシアをはじめ、この点は、FLEGT-VPAにおいても大きな懸念になっている。生産国のデュー・ディリジェンスに向けて ITTO は取り組みを進めている。この課題は本事業の次のステップではないだろうか。

<委員>クリーンウッド法で対象とされるのは HS コードの 44 に限定されるのか？HS コードのどれがクリーンウッド法の対象になっているのか？

<林野庁>HS コードの分類には対応していない。

<委員>「事業者全体のアンケート調査」は次のステップでよいのではないか。本事業の対象 5 カ国からの輸入については、主な輸入木材製品が HS の「その他建材」になっているものが多く、それが何であるか明らかになればありがたい。特にフィリピンについては、ほとんどが「その他建材」になっている。

<事務局>その情報は企業にとっては、機密扱いになるのかもしれない。「対象 5 カ国に関する聞き取り調査」では、どのような製品を輸入しているかを事業者に対して質問をしている。「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、合法証明についてどの国が難しいか質問する。

<委員>それに関しては情報がある。どの国から何を日本が輸入し、そのうち何割が合法証明木材となっているか、そして合法証明の根拠について輸入協会が把握している。その情報は共有することはできる。個別の企業に聞いても、積極的には教えてくれないであろう。アンケート調査を行っても、優秀な企業のみが回答し、バイアスがかかるであろう。

<委員>「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」についてはそのまま進めて頂き、「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」については輸入協会と相談して頂きたい。

<委員>国内調査結果は公開しないとあるが、この調査は何のために行うのか？

<事務局>事前に国内企業にインタビューし、各国調査を行うコンサルに情報提供を行い、ニーズに即した情報収集を行ってもらうためである。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。

<林野庁>実際の輸入品目を把握できれば、各国でより効果的な調査が実施できる。

<委員>「対象 5 カ国に関する国内聞き取り調査」はその通りだ。「木材輸入企業全体に対するアンケート調査」は、今後のクリーンウッド・ナビの情報提供設計のために役立つ。その実施については検討が必要だ。

### 議事 3-3-1 フィリピン

<委員>日本の木材をフィリピンでプレカットし、再輸入しているものは合法性の問題が無いので

はないか？

＜事務局＞工場内で他の国からの輸入材と分別管理されているかが重要である。

＜委員＞フィリピン国産材の情報が大事なのは、フィリピン産の材をベトナムなどで加工して日本に輸出しているケースがあるため、これらについてはフィリピンの合法証明を確認する必要がある。また第三国からフィリピンへの輸入材に関しては、工場で分別管理がされているかが重要である。

＜林野庁＞フィリピンにおける FLEGT-VPA に向けた動きはあるのか？

＜事務局＞フィリピン環境天然資源省は協議を進めたいようだが、外務省が交渉に入ることをストップしたと聞いている。

＜委員＞現地調査では、第三国からの輸入材のフィリピン国内での流通状況についても調査したのか。

＜事務局＞努力はしているが、統計情報が少なく、状況を把握することが難しい。

＜委員＞加工貿易という特徴があるが、まずはフィリピン産木材の合法性を中心に調査するのが良いであろう。

### 議事 3-3-2 タイ

＜事務局＞タイ政府では、ゴムの木は農作物の扱いをしている。老木を製材すると木材になる。ITTO は、農作物ではなく木材として取り扱うよう政府に働きかけているが、難しい状況である。輸入統計も整備されておらず、書類すらなくミャンマー、ラオス、カンボジアなどからただ木材を持ち込んでいるという場合もある。タイの調査は、フィリピンを担当するコンサルタントが担当しているが、フィリピンに比べて関連情報、文書が出てこずに時間がかかっている状況だ。

＜委員＞「6.その他」に様々な自主的な制度とあるが、どういう機関が作った制度なのか

＜事務局＞業界団体などが自主的に制度を構築している。

＜委員＞そうした情報を報告書にまとめて頂きたい。

＜委員＞タイのゴム製材の最大の輸入国は中国である。中国は本事業の対象ではないが、中国経由でゴム材が日本に輸入されている可能性もあるだろう。中国経由の材についても考慮する必要がある。

＜委員＞林野庁に伺いたい。ゴムの合法性証明は必要なのか？

＜林野庁＞ゴムが木材利用のために植栽・伐採されたのであれば必要だ。樹液採取後の廃材であればリサイクル材であり、クリーンウッド法の対象外となる。

＜委員＞樹液目的で植栽されても、人手不足等から採取されないまま伐採される場合もある。樹液が採取されたかどうかで材を判断することは、実情にそぐわないのではないだろうか。

＜林野庁＞法律上クリーンウッド法の対象となるかどうかは、廃棄されたかどうかで判断される。

＜事務局＞タイについては、ゴムの問題もあるが、隣国から輸入される材や天然林材により焦点を当てるべきではないだろうか。

＜委員＞現状を明らかにすることを方針にして頂きたい。

### 議事 3-3-3 ブラジル

＜委員＞植林地の森林認証取得の割合はどうか？

<事務局>プランテーションでは7~8割程が認証林である。現地調査で訪問した企業は、周辺の農家と契約造林を行い、木材を買い取っているが、その際の合法証明についても情報収集した。

<林野庁>天然林材の合法証明システムの実施状況はどうか？

<事務局>インベントリーや輸送許可証における水増しなどの虚偽情報が存在すると聞いた。木材加工の際の歩留まりは一律35%として計算されているが、製材所ごとの値を求めて精度を上げようとしている。実施のレベルは事業者と州政府の能力により地域毎に差がある。また州によってシステムがやや異なる。今回訪問したマト・グロッソ州のように、国のSINAFLOORとは別の独自のシステムを用いている州もある。違法伐採の例としては、マナウスで河川運搬されている際の検査により見つかったことが報告されている。

<事務局>植林木はよく管理されている。ペルー、ボリビアからの違法伐採材の流入がある。ブラジルは広い国のため、一回の調査で全体像を把握するのは難しい。今後も情報を更新していくことが重要だろう。

#### 議事 3-3-4 エクアドル

<林野庁>産業用造林拡大が主要政策とあるが、劣化した天然林を造林するという方針なのか、または非森林地に植林するという方針なのか確認して頂きたい。

<事務局>ペルー、コロンビアではITTOはコカ栽培地への再植林プロジェクトを実施している。

<委員>産業造林にともなう土地転換の合法性について調べて頂きたい。

#### 議事 3-3-5 ラオス

<委員>ラオスでは開発コンセッションから生産される木材が問題であった。FLEGT-VPA交渉においてもその扱いが検討されるであろうが、開発コンセッションからの木材を追跡・見分けることができるのか。そうした視点で報告書をまとめて頂きたい。

<事務局>それは、現状の制度についてか、それともFLEGTが構築された後の状況を意味するのか。現状で追跡できるかどうか、コンサルタントに調査するよう伝えているが、ラオスの天然林材から作られた製品の合法性を示すことは難しいと報告を受けている。

<委員>報告書では、天然林材の追跡が現時点では難しいのであれば、そのように記載していただきたい。

<委員>なぜラオスが今回の調査対象国になったのか？輸入貿易額の上位30位に入っているのか？

<林野庁>HS44類全体の貿易額を基にしており、上位30位内にラオスが入っていた。ただし、品目としては炭の輸入が多いためであれば、そのことが示せばよいと考えている。

<事務局>炭は基本的に植林コンセッションから生産されている。

<事務局>炭、ゴムはクリーンウッド法の対象外だが、報告書に含めるべきか？

<林野庁>詳細は必要ないが、報告書で簡易に述べて頂ければよい。

<事務局>ラオスはアジア地域の最貧国で、ラオス材の合法性証明は難しいと言わざるを得ない。VPA交渉の進捗も非常に遅い。

<委員>開発コンセッションからの木材は特に難しい。またラオスでは政府と人民革命党で方針が異なることがあるので注意が必要である。

<委員>VPA プロセスにある国が調査対象になっているので、プロセスの進捗状況を整理してほしい。

<委員>VPA 交渉に入るにも国会審議など、正式な手続きが必要になる。現在どの段階なのか明らかにして頂きたい。

<委員>まずは、合法性証明が難しいことが明らかになれば良い。エクアドルについても、VPA プロセスの現状を明らかにして頂きたい。

#### **議事 4 次回委員会と今後の予定**

<事務局>委員会のコメントを反映させて調査を進める所存である。次回委員会は 12 月を予定している。

#### **議事 5 その他**

<委員>ITTO は途上国から信頼されている。この調査を通じて、日本のクリーンウッド法について相手国政府に伝えて頂きたい。

<事務局>本事業においても、ラオスでの調査のために政府(2 省庁)から許可を得る必要があり、クリーンウッド法の説明を行った。

<事務局>ブラジルの現地調査では担当政府機関にクリーンウッド法の説明を行った。

<林野庁>クリーンウッド・ナビでクリーンウッド法の英語版などを公開している。

<オブザーバー>ここ 3 年間、同様の調査事業を行ってきた。これまで調査した国には、中国などの加工国も含まれる。輸入相手国上位 30 カ国の木材需給構造には大きく変動がある。例えばルーマニアからウクライナへのシフト、ラオスからカンボジアへのシフトなどがある。調査では、それぞれの国の国産材に焦点を当てるべきだが、今後、実際の実原産国はどこなのかを明らかにすることを観点に入れると発展性のある調査になりうる。

### 6-3 第三回調査委員会

第3回調査委員会を平成31年2月4日に（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）東京サステイナビリティフォーラムにて開催し、事業の進捗と結果のとりまとめについて委員からのコメントをいただき、議論した。以下議事録を収録する。

#### 議事1 事務局挨拶

- 本事業を ITTO に委託して頂き、林野庁に感謝申し上げます。本日の委員会では、順調に実施される本事業の対象国5カ国の調査結果について報告する。
- 3月8日には、本事業の成果報告会を開催する。参加者の皆様から事業に対するフィードバックを頂きたい。委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げます

#### 議事2 出席者紹介（略）

#### 議事3 事業に関する報告

##### 議事3-1 第2回調査委員会以降の進捗概要

質疑なし

##### 議事3-2 国内調査報告

<委員>国内調査と対象国における調査・報告書作成のプロセスの関係性はどうなっているのか？

<事務局>国内調査は8月から実施しており、調査で得た情報は随時現地コンサルタントに共有しており、調査に反映されている。引き続き実施した国内調査で重要なものについては、それ以降もコンサルタントに共有してきた。ITTO/IGES が最終的な報告書作成を行うが、そのまとめ方にも反映する。

<事務局>例えば、国内調査によってサプライチェーンの透明性の向上に関心を持つ事業者もいることが分かったので、クリーンウッド法の対象外であっても、ゴム材（廃材扱い）の取り扱いは、関連情報について言及するよう考えている。

<委員>国内調査結果のとりまとめについて伺いたい。

<林野庁>第一回目の委員会にて出た話だが、国内調査で得た情報を、事前に各国調査を行うコンサルに伝え、ニーズに即した情報収集を行うことが目的である。クリーンウッド・ナビ上で国内調査の結果を公開することはない。

#### 議事4 熱帯地域5カ国における情報収集結果

##### 議事4-1 フィリピン

<委員>農民植林が多いとのことだが、その樹種、用途、土地所有形態について伺いたい。

<事務局>ミンダナオではファルカタが中心であり、製紙会社による苗木の配布によるものとのことであるが、伐期等は不明、現地調査で確認予定である。基本的には私有地における植林であるとの情報を得ているが、国有林の中にあるのか等についても、今後確認したい。

<委員>CENRO の役割について伺いたい。丸太、製材、チップ等すべての木材製品はCENRO から輸出許可が必要なのか、それとも特定の木材のみなのか？輸出許可証があればCENRO

が許可しているとみなせるのか？現状、事業者は原産地証明で対応しているが、これは合法性を示す上で有効な方法なのか、関税局が発行する原産地証明は CENRO が発行する輸出許可証と関連しているのか伺いたい。事業者に対して、合法性証明のために一番信頼できる書類は何かという情報は重要である。調査では、どのような書類があるか示すだけでなく、事業者の立場でどうすべきかを明確にしてほしい。

<事務局> 輸入木材の場合は、合法性確認はなされていない。CENRO の輸出許可と関税局の原産地証明の関係については、2 月の現地調査で明らかにしたい。

<林野庁> 国内調査で、日本の事業者はフィリピン材にどのように対応しているのか、情報は得られたか？

<事務局> わからないので何もしていないという事業者と、認証材をカナダからフィリピンに輸入し、現地で加工しているという事業者が存在した。

<林野庁> フィリピンは中国からの輸入が多いようなので、輸入材については問題があり得ることが考えられる。取りまとめる際には、適切に条件わけをして記述してほしい。クリーンウッド法は、HS コードによる分類と明確に対応しているわけではないので、HS コードで記述するのは避けてほしい。

<事務局> 報告書では、フィリピン国産材については、伐採時点までの合法性確認が取りやすいが、第三国からの輸入材については難しいと記述を修正する。

<委員> 報告書では、トレーサビリティは担保できるのかということについて、第三者の立場で正直に記載してほしい。どこまでわかっている、どこまでわかっていないのかを明記してほしい。

#### 議事 4-2) タイ

<林野庁> リスク情報については、それを誰が述べているのか、主語を明確にするべき。木材合法性証明システム (TLAS) が必要というのは、誰の考えなのか？

<委員> : 許可証をたどって、サプライチェーンを本当にたどれるのか？

<事務局> 木材加工工場では、量のみしか記録されていないことから、その工場が複数の木材供給源を取り扱う場合には、たどることが出来ないと考える。ゴム、ユーカリ材については全くたどることはできない。森林認証はトレーサビリティの課題に対処するために使われていると考える。

<事務局> クリーンウッド法で求められる生産地の特定は、「タイ」という国名のみでもよいとみなすのか？

<林野庁> その通りだ。

<林野庁> 夜間にはチェックポイントが機能していないとのことだが、制限樹種が夜間に輸送された場合には、輸送許可が発行されていない状況となるのか？

<事務局> 制限樹種については、輸送前に輸送許可証の取得が必要である。

#### 議事 4-3 ブラジル

<委員> ブラジルから日本への輸出は、紙パルプ業界関連が多いが、フローリング・ウッドデッキ等に使用されるイペは注目すべきと考える。オンラインシステム (SINAFLOR) は輸入業者もアクセス可能なのか？



<事務局>確認する。

<事務局>ブラジルやその他の国にも当てはまるリスクに、政権交代が挙げられる。ブラジルでは政権が変わり、アマゾンの森林モニタリング関連部署の人員削減が行われている。前政権ではイペの CITES 登録申請を予定していたが、新政府ではその計画は実施しないと考えられる。クリーンウッド・ナビ上で、各国情報の更新を行うことが重要だと考える。

<オブザーバー>最近のニュースでは、天然林私有地の土地証券登録(CAR)を担当する地方政府による情報の不正操作が指摘されていた。データの改ざんを防ぐために、ブロックチェーンを使ったシステムの構築について報告があった。SINAFLOOR について、中級 CAR と国家システムはどうやって一元管理されているのか？同じ情報源なのか、異なる情報源が使用されているのか？

<事務局>CAR は、視察を行ったマト・グロッソ州独自のオンラインシステム (SISFLORA) とはリンクしていると聞き取り調査で聞いた。天然林伐採の主要な 2 州 (マトグロッソとパラ州) では、連邦政府とは別の州独自のシステムがあることを現地調査で確認している。国レベルの制度と整合性を図るべきだという意向は確認できたが、実際にどのように連携しているかはわからなかった。SINAFLOOR は新しいシステムであるため、その運用状況については把握できなかった。ブラジルの木材合法性については、今後の SINAFLOOR の実施状況の理解が重要だと思われる。

#### **議事 4-4 エクアドルとラオス**

エクアドルとラオスについては時間的都合上、報告のみ実施し、意見は後日メールにていただくこととした。

#### **議事 5 成果報告会について**

質疑なし

#### **議事 6 閉会**

<事務局>合法性の問題は複雑である。合法性確認の手続きだけでなく、ガバナンス全体の問題がかかわってくる。合法性確認ができないから取引をやめるというだけではなく、相手国の改善を支援するというのも重要であることを強調したい。最後に、委員の皆様には、本事業の実施に貢献して頂き、感謝申し上げます。



## 7 事業者向け報告会

### 7-1 報告会概要

本事業において得られた情報についての事業者向け報告会を以下の日時、会場で行った。本報告会は、ITTO（主催）とIGES（共催）が協力して開催した。

- 目的：

クリーンウッド法に基づき、木材関連事業者による合法性の確認などの取組を一層推進するため、木材関連事業者が効率的に合法性の確認等の取組が実施できるよう、生産国における木材の流通や関連法令に関する国からの情報提供を充実させる必要がある。このため本事業では日本への主要な木材輸出国のうち、フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオスについて調査を行った。本報告会は事業を通じて得られた情報を木材関連事業者に提供するために行った。

- 日時及び会場

日時： 平成31年3月8日（金）13:30～16:30

会場： TKP 虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール 2A

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-4-3 NT 虎ノ門ビル 2F

- プログラム

時間	項目	担当者	所属
13時00分	受付開始		
13時30分	開会		
13時40分	林野庁挨拶	畑茂樹	林野庁林政部木材利用課貿易対策室室長
13時50分	趣旨説明	Steven Jonson	ITTO 林産物貿易・林産業担当次長
14時00分	フィリピン	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
14時25分	タイ	鮫島弘光	IGES 自然資源・生態系サービス領域
14時50分	エクアドル	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
15時15分	休憩		
15時25分	ブラジル	藤崎泰治	ITTO 森林経営部
15時50分	ラオス	山ノ下麻木乃	IGES 自然資源・生態系サービス領域
16時15分	質疑応答		
16時30分	閉会		

## 7-2 参加者

参加者は以下のように合計 58 名であった。

- 一般参加者（民間企業、研究機関、NGO、在京大使館など）：54 名
- 林野庁、外務省、環境省からの参加者：12 名
- 事務局（ITTO、IGES）：11 名

なお、報告会では逐次／同時通訳を提供し、幅広い参加を可能とした。



報告会の様子

質疑応答では、フィリピンやエクアドルの発表に対して合法性を確認するための文書や制度の詳細の他、違法木材が混ざるリスクについて質問が行われた。またフィリピンについては、加工木材における合法性確認の困難さについてコメントがなされた。ラオスについては、合法的な木材供給源や FLEGT の今後の予定に関連した質問が行われた。

## 7-3 別添資料

- 別添資料 1：報告会のチラシ
- 別添資料 2：報告会発表資料



平成31年3月8日(金) 東京都港区虎ノ門  
**林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業の  
 うち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)  
 調査結果報告会 – フィリピン、タイ、ブラジル、  
 エクアドル、ラオス –**



**日時:**平成31年3月8日(金)  
 13:00~13:30(受付)、13:30(開始)~16:30(閉会)

**会場:**TKP虎ノ門駅前カンファレンスセンターホール2A  
 〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-4-3 NT虎ノ門ビル 2F  
<https://www.kashikaigishitsu.net/facilitys/cc-toranomon-ekimae/access/>

国際熱帯木材機関(ITTO)は、林野庁委託事業「クリーンウッド」利用推進事業のうち生産国における現地情報の収集(熱帯地域)を受け、熱帯地域5カ国(フィリピン、タイ、ブラジル、エクアドル、ラオス)において木材流通状況と合法性確認に係る法制度について情報を収集しました。本報告会では、各国の調査結果について報告いたします。

**プログラム**

- 13時00分 受付開始
- 13時30分 開会
- 13時40分 林野庁挨拶
- 13時50分 ITTO趣旨説明
- 14時00分 現地調査結果報告
- 14時00分~15時15分 フィリピン、タイ、エクアドルの  
3カ国の報告
- 15時15分~15時25分 休憩
- 15時25分~16時15分 ブラジル、ラオスの2カ国の報告
- 16時15分~16時30分 質疑応答
- 16時30分 閉会

**申し込み**

事前申込制となります。参加ご希望の方は、下記のオンラインフォームよりお申込みください。

<https://req.qubo.jp/shudo/form/entry>  
 申込者数が定員(120名)に達し次第、締め切らせていただく場合がございます。

本報告会に関する問い合わせ  
 藤崎泰治(fujisaki@iges.or.jp)

主催 国際熱帯木材機関(ITTO)  
 共催 公益財団法人 地球環境戦略研究  
 機関(IGES)